

平成28年 第8回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成28年8月17日 午後6時30分							
開会日時	平成28年8月17日 午後6時30分							
閉会日時	平成28年8月17日 午後7時54分							
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室							
教育長	朝倉 孝							
委員 出 欠	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者				
	1	富田信太郎	出	教育部長 中野則之	出	社会教育課長 佐藤龍司	出	
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監 朝倉美由紀	出	大井図書館長 宮井さゆり	出	
	3	山城いづみ	出	教育総務課長 皆川恒晴	出	大井中央公民館長 三上隆夫	出	
	4	伊藤 英夫	出	学校教育課長 榎本 崇	出	上福岡歴史民俗資料館長 原口雅樹	出	
					学校給食課長 岡田 彰	出	学校給食課主幹 原田準一	出
				文化・スポーツ振興課長 桜井信枝	出			
書記	教育総務課副課長 佐々木拓郎		傍聴人数		0人			
<b>会 議 概 要</b>								
議 事 等								
【公 開】								
報告事項「公共施設の安全点検結果について」(承認)								
報告事項「市指定文化財の修理について(答申)」(承認)								
報告事項「文化財の活用について(答申)」(承認)								
協議事項(継続)「ふじみ野市スポーツ推進計画(素案)に対する意見聴取について」(意見聴取)								
(18時30分)	○開会の宣告							
教育長	ただ今から、平成28年第8回定例教育委員会会議を開催いたします。							
	○会議録の承認							
教育長	まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。							
	事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございま							

<p>各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>すか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○教育長からの報告</p> <p>次に、報告をさせていただきます。</p> <p>1 夏季休業中の児童・生徒の様子について</p> <p>小中学校は来週新学期を迎えますが、本市の子供たちには大きな事故もなく、伸び伸びと夏休みを過ごしています。</p> <p>今日も事務局連絡会議がありまして、その中で図書館から「多くの子供達が連日学習室を訪れて勉強しています」と報告がありました。</p> <p>公民館の談話室でも勉強したりゲームに興じたりと、子供達は健全に過ごしています。</p> <p>2 夏季休業中の大規模改造工事について</p> <p>夏休みの間、学校では大規模改造工事を実施しています。</p> <p>福岡小学校、大井小学校、大井中学校、いずれの工事も順調に進捗しています。</p> <p>特に、福岡小学校と大井中学校は、今年度が2年目の工事です。</p> <p>以前とは見違えるほどきれいになっています。順調に工事が進んでいることを御報告いたします。</p> <p>3 社会教育施設における事業の実施状況について</p> <p>公民館、図書館、資料館、いずれの施設も事業を順調に執行しています。</p> <p>4 「ふじみ野寺子屋」について</p> <p>各施設を利用して「ふじみ野寺子屋」を開いています。</p> <p>多くの子供達が集まりまして、熱心に学習に取り組んでいることもこの場で御報告いたします。</p> <p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございませんでしょうか。</p>

各委員 教育長	<p>(確認事項なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>○本日の議事</p> <p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただく議事を御報告いたします。</p> <p>報告事項が3件、「公共施設の安全点検結果について」ほか2件です。</p> <p>そして、先月からの継続審議となっています協議事項「ふじみ野市スポーツ推進計画（素案）に対する意見聴取について」でございます。</p>
教育長	<p>○報告事項（公共施設安全点検結果）</p> <p>では、順次報告をお願いします。</p> <p>まず、公共施設の安全点検結果について、教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>公共施設安全点検の結果を御報告いたします。</p> <p>ふじみ野市では、毎年7月31日を公共施設安全点検の日、7月25日から7月31日までを公共施設安全点検週間と定め、日常点検とは別に一斉点検を実施しています。</p> <p>この度、今年度の点検結果がまとまりましたので御報告します。</p> <p>お手元の資料「公共施設の安全点検結果について」を御覧ください。</p> <p>点検施設は、種類・用途ごとにⅠ類からⅢ類までに分類されています。</p> <p>Ⅰ類は小中学校を除く「建築物である公共施設」であり、教育委員会が所管する施設としては、学校給食センター、図書館、公民館等34施設です。</p> <p>Ⅱ類は小中学校19施設です。</p> <p>Ⅲ類は道路、公園、防犯灯、反射鏡等であり、教育委員会が所管する施設としては、東台金山公園展示ケースのみです。</p> <p>点検結果は、危険度に応じ、「A」・「B」に分けて評価します。</p> <p>「A」は使用中止、「B」は概ね1年以内に是正することが必要という評価です。</p> <p>教育委員会が所管する公共施設の評価結果は、「A」はありませんでした。</p>

	<p>「B」はI類の3施設となっています。</p> <p>3施設は具体的には次のページのとおりです。文化財資料室が、一つの施設で3項目「B」該当となっております、実際の「B」該当施設数は1施設です。</p> <p>この文化財資料室は、大井図書館の敷地内（図書館の裏手）にあるプレハブの建物です。合併時に建てた物なので、建築後約11年です。</p> <p>不適箇所はいずれも北側の壁で、外壁タイルの割れ、パネル材の浮き、目地の劣化です。</p> <p>現在は、接着剤やコーキングで補修してあります。</p> <p>説明は以上です。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明に補足を加えますと、この公共施設安全点検は、大井プール事故の反省を踏まえ、事故が発生した日の前一週間を「公共施設安全点検週間」と定め、点検を実施したものです。</p> <p>そして、その点検結果を御報告したものです。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
塩野委員	<p>この点検は、施設の外観を大まかに点検するものでしょうか。それとも細かな点検項目がたくさんあって、それに基づいて点検を行ったのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>建築物の場合、外回りだけでなく内部も点検部位ごとに細かな点検項目が定められています。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
	<p>○報告事項（市指定文化財の修理について（答申））</p> <p>続いて、市指定文化財の修理に係る答申について、社会教育課長より報告をお願いします。</p> <p>社会教育課の佐藤です。よろしくお願いたします。</p>
社会教育課長	

市指定文化財の修理についてでございますが、昨年12月、ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館で、市指定文化財「権現山遺跡出土注口土器」を同館職員が誤って落とし、破損させてしまいました。

これを受けまして、平成27年12月15日付けで「市指定文化財毀損届」のあった市指定文化財第33号「注口土器」の修理について意見を求めるため、平成28年4月13日付けで教育長からふじみ野市文化財保護審議会へ諮問しました。

平成28年7月29日付けで答申をいただきました。

答申内容ですが、答申書の4の「結論」を読み上げます。

「当土器は、ほぼ完形の優品であった点も指定理由の一つであるが、縄文時代中期の加曽利EⅢ式の土器としても類例の少ない形である点が指定理由であり、毀損によってその価値が損なわれるものではない。

よって、毀損箇所をできる限り完形品に近づけるかたちで元の状態に修復し、指定は解除しない。ただし、土器の裏面は実物部分と修復部分の区別がつくような修復をすること。また、損傷防止の措置として、指定文化財の運搬には緩衝材などを利用した梱包作業の徹底や、臨時職員を含め資料取扱いの研修会を実施するなど再発防止の措置を図ること。」という答申をいただきました。

この答申に基づき、平成29年度当初予算に計上して修理する予定です。以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

文化財保護審議会からは、「X線を当ててヒビの有無を確認してほしい。時間をかけてでも慎重に調べてほしい」との御意見をいただいています。

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

各委員

(質疑なし)

教育長

報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり了承いたします。

○報告事項（文化財の活用について（答申））

教育長

続いて、文化財の活用に係る答申について、社会教育課長より報告をお

社会教育課長

願います。

平成28年4月13日付けで、文化財の活用についてふじみ野市文化財保護審議会へ教育長から諮問をしました。

諮問内容は、「社会教育課文化財保護係、上福岡歴史民俗資料館、大井郷土資料館及び市内小中学校等において永年にわたり収集してきた有形民俗文化財、考古資料、歴史資料、古文書などは地域の様子や当時の生活を伝える貴重な資料である。これまでも資料館などでの展示など事業で活用されてきたが、十分に活用されていない資料も多数存在しており、今後さらに郷土学習や学校授業での活用などを図っていく必要がある。

については、文化財の有効な活用を図っていくために、学校の教室を利用した活用に意見を求める。」となっております。

平成28年7月29日付けで答申をいただきました。

答申書の5番「まとめ」を読み上げさせていただきます。

「文化財のことを広く周知し、文化財保護の啓発を促進させる上でも、文化財の活用については、既存施設の有効活用を優先しながら、いろいろな方法を検討し、積極的に行っていただきたい。

ただし、学校展示室を開設するためには、これまでの経験をふまえ、永く多くの人に活用されるように教員の理解・協力を求め、展示内容にも工夫していただきたい。

なお、学校展示室の一般公開については、公開日時や管理上の問題などもあるため、短期間で容易にできるものではないと推察する。現時点では、学校展示室の対象を児童・生徒とし、教材として有効に活用できるとともに、教員が児童・生徒を安全に連れていくことのできる展示室づくりを優先していくべきである。

まずは、既存の学校展示室に手を加えていくことから始め、軌道に乗り、具体的に進めることができるようになった時点で一般公開に踏み切るなど、段階的に対象を決めて公開する方法も可能である。総務担当や学校と綿密な打ち合わせをしながら、十分に時間をかけて協議し、取り組んでいく方法がいいのではないか。

あわせて、資料と場所があればいいということではなく、お囃子のような無形文化財なども含めて、歴史・文化や伝統が継承されるために、文化

教育長

財が活用されるような機会や場所を設けるよう検討していただきたい。

最後に、文化財の紛失、破損等のないよう、取り扱い、管理については特に留意願いたい。日頃より責任の所在を明確にしておき、学校等と文化財担当課・資料館との連絡を密にし、常時確認できるような体制づくりをお願いしたい。」という答申をいただきました。

以上、御報告いたします。

文化財は資料館に保管されており、そこに行かないと見られません。

地域の学校を、日常的に文化財を見ることができる場所とすることについて諮問させていただきました。

大事なことは、この資料を学校だけで活用するという考えでいると、単に物置になってしまう懸念がありますので、この答申内容のように地域の方に積極的に入っていただいて、例えば農機具などはお年寄りに「これは昔こうやって使っていたのだよ。」というような説明をしていただくなど、工夫していきたいです。

地域の住民に資料室に来ていただいて運営していただく、地域の方が主体となって運営できるような仕組みをこれから作っていきたいです。

そこで、本市としては各学校を地域の教育資源として、いわゆるコミュニティスクールにしていく。その一環として資料室を開いていくという方向性を持っています。

そして、この答申にもありますように、当初は「学校を中心にして」ということになりますが、できるだけ地域の方にも見に来ていただけるような開館日等の設定の仕方をしたい、あるいは地域の方と一緒に土器を作るといった体験学習をできるようにしたい、そういった工夫ができるのではないかと考えています。

資料室を「地域に開いていく」ための窓口の一つとして考えています。

また、もう一つの「地域に開いていく窓口」としては、学校図書館を検討しており、地域文庫的な要素も持たせていくという考えも持っています。

なお、「文化財をもっと市民に身近なものに」と考える契機となったのは、以前、東部班で富士見市、三芳町、本市の教育委員さんに集まっていたとき、本市の職員が古墳の説明をしたことです。

職員が、熱心に研究した結果を約1時間にわたって皆様に説明しました。

私はあの説明を聴いていて感じたのですが、説明がものすごく専門的なのです。

古代の歴史に興味のない方には苦痛の時間なのではないかと思えました。

その時に、いわゆる「専門家のための専門の歴史」では、これから文化財を保護していくのは難しいのではないかと思います。

もっと「市民に身近な文化財」という位置付けにしないと、文化財を保護していく予算を確保することが難しくなるのではないかと思います。

そのような意味でも、市民にとってより身近な文化財にしていくための一つの契機が、学校の中に資料室を設置するという事です。

旧大井町には『大井町史』、旧上福岡市には『上福岡市史』という4分冊の分厚いものがあり、各公共施設に置いてあるのですが、あれをきちんと読み込んだ人はいないだろうと思います。

今考えていますのは、今後、『ふじみ野市史』を作りたい。ただし、その場合には、あの分厚いものを合わせて8分冊にするのではなく、あそこから市民の皆さんも交えて市史編纂グループを作って、もっと市民にとって身近な、読んで面白いもの、「ここにこのような歴史があったんだ」と気づくようなものにしたい。薄い冊子にまとめたり、子供達には漫画形式のものを用意したいです。

そのようにして、市民が歴史を身近なものと感じられるようにしたいと思っています。

時間はかかると思いますが、そのようなものを作っていきたいです。

そのようなことを通して、市の歴史や文化財を皆さんに理解していただけるように、また、護っていただけるようにしていきたいのです。

教育委員の皆様にも、そのような場で御意見を頂戴できればと思っています。

ただいま申し上げたことの一環として、今回の諮問をさせていただいたということでございます。

この内容について、委員の皆様から御意見や御質問がございましたらお願いします。塩野委員さん。

現在、どの学校に展示室があつて、どのような物が展示してあるの

塩野委員



<p>社会教育課長</p>	<p>ようか。</p> <p>三角小学校、元福小学校、さぎの森小学校、駒西小学校、西原小学校、西小学校、福岡小学校、花の木中学校に展示室を設置しています。</p> <p>さぎの森小学校については、「さぎの森遺跡」から出土した物を展示しています。</p> <p>他の学校は、その地域に根差した物ではありませんが、縄文土器等を展示しています。</p> <p>ただ、今はあまり活用していない学校がほとんどという状態です。</p> <p>今後は、それを活用していきたいというのが趣旨です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>学校の教育課程に即して展示物を入れ替えようと思っています。</p> <p>「そこに置きっぱなし」というのではなく、流動的に展示していきます。</p> <p>ほかに御質問はございますか。山城委員。</p>
<p>山城委員</p>	<p>上福岡の資料館に箒がたくさん展示してあります。昔は箒作りが盛んだったため展示してあるのですが、今は箒を作れる方が1軒くらいになってしまい、その技術を伝承することが課題になっていると思います。</p> <p>個人のみで技術を伝承することは難しいと思いますので、市が取り組んでいただければと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>今回の答申の中にもお囃子などの無形文化財も入っていますので、箒作りも伝承できるようにしたいと思います。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○協議事項 (スポーツ推進計画)</p> <p>次に、協議事項に移ります。</p> <p>先月からの継続審議となっています「ふじみ野市スポーツ推進計画 (素案)」に対する意見聴取について、教育総務課長及び文化スポーツ振興課長より説明をお願いします。</p>

教育総務課長

先月の委員会では、私がスポーツ推進計画（素案）の概略を説明しました。

そして、委員の皆様から御意見や御質問を5点いただきました。

具体的には、①今後の策定スケジュールはどのようになっているのか、②「体育」と「スポーツ」をどのように区別しているか、③3ページのスポーツの定義を深める必要があると考えるがいかがか、④「こども」の表記について、文部科学省では従来「子ども」と表記していたが、平成25年6月に「子供」の表記に戻した。そのような経緯があることを理解した上で、敢えてこの計画では「子ども」と表記する考えか、⑤「障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進」について、重点施策として取り上げていただいているが、35ページの実施事業は全て「継続」である。新規事業を実施すべきと考えるがいかがか、という御意見・御質問をいただいております。

本日は、文化・スポーツ振興課の桜井課長が御出席していますので、素案の説明に加え、委員さんからの御意見・御質問にもお答えいただきます。

先月に続き2回目の御協議となります。委員の皆様にはお手数をおかけして恐縮ですが、教育委員会の意見を反映することで、より一層本市の実情に即したスポーツ推進計画となりますよう、御協議のほどよろしく願いいたします。

文化・スポーツ振興課長

文化・スポーツ振興課長の桜井と申します。よろしく願いいたします。

7月28日の定例教育委員会議において御質問等をいただきました。

その回答と、この間約1か月の間で計画内容を修正しておりますので、前回からの変更内容も含め御説明させていただきます。

最初に委員会からの質問についてお答えいたします。

#### 質問事項1 今後の策定スケジュールについて

まず、御質問1点目「今後の策定スケジュール」につきましては、A3版の別紙資料を御覧ください。

策定作業は、実際は平成27年度に「スポーツ推進計画策定のための市民意識調査」を実施し、市民の現状・課題等をまとめ、その後、平成28年1月に、スポーツ推進審議会及び庁内策定委員会組織を設置し、審議会に対しては、スポーツ推進計画の策定について諮問を行っております。

平成28年度に入り、スポーツ推進審議会及び庁内策定組織の中で、取り組むべき施策について協議し、素案としてまとめました。

なお、スポーツ基本法において、地方自治体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツ推進の計画を定めることに努めることとしていることから、基本的には国のスポーツ基本計画の考え方を踏まえつつ、ふじみ野市のスポーツの取り組みや市民の課題等に即した施策体系としております。

また、スポーツ基本法第10条の規定により、計画内容について、教育委員会の意見をお聴きするため、7月の教育委員会に素案を提出させていただきました。

今後の予定では、計画の素案に対するパブリックコメントを実施します。

実施に向けては、スポーツ審議会での協議及び市内部での協議・決定を経て実施いたします。

パブリックコメントによる市民意見については、庁内策定組織及び審議会において協議し意見反映を行ってまいります。

その結果をまとめた段階で、12月頃再度教育委員会に報告をさせていただくことを予定しております。

最終的には、来年2月頃、スポーツ審議会から計画案について答申をいただき、市長決裁を経て計画決定を行います。

このような流れを予定しているところです。

## 質問事項2 「体育」と「スポーツ」の定義について

続きまして2点目の「体育」と「スポーツ」をどのように区別しているかについては、本文4ページに説明を掲載しましたが、今回のスポーツ推進計画における「スポーツ」については、スポーツ基本法、スポーツ基本計画の考え方、ふじみ野市の「元気健康都市宣言」、「文化・スポーツ振興条例」を踏まえ、スポーツを通じた健康づくり、コミュニティづくり、まちづくりに繋げていくものと考え、幅広く、乳幼児の体を動かす運動から高齢者のレクリエーション活動、個人で行うトレーニング、団体競技も含め、従来の体育と言われていた範囲も含め、スポーツと定義します。

「体育」についての考え方ですが、スポーツ基本法第17条「学校における体育の充実」という規定では、「国及び地方公共団体は、学校における

体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と定められていることを踏まえ、「体育」については、「学校における体育」として定義していきたいと考えております。

また、法第10条「地方スポーツ推進計画」の中では、首長がスポーツに関する事務を管理している場合は「学校における体育に関する事務を除く」と規定されていることから、「学校における体育」については、本計画の範囲としてはおりません。

しかしながら、学校における体育については、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を形成していく上で重要ととらえ、特に中学校の部活動への支援等、学校と地域との連携の中で、サポートできる施策を位置づけていきたいと考えております。

本文の説明では足りないと思いますので、今、説明しました内容を簡潔に定義してまいります。

#### 質問事項3 スポーツの定義を深めることについて

続きまして「スポーツ」の定義を深める必要があるという御意見につきましては、本文の中に、スポーツの定義だけでなく、意義、役割等を含め説明を加えました。

#### 質問事項4 「こども」の表記について

「こども」の表記については、スポーツ基本法、スポーツ基本計画に合わせ記載しているものです。

市の法規担当に確認したところ、どちらを使うか市としての定義はなく、個々の条例や計画で定義するというので、現状は、漢字表記、ひらがな表記は個々の考え方になっております。

よって、表記については、教育委員会の意見も踏まえ、スポーツ審議会において検討させていただきたいと考えております。

質問事項5 「障害者のスポーツ・レクリエーション活動の推進」に係る新規事業について

本市では、障害者スポーツについては、平成27年度まで、障害福祉の分野で事務を行っていましたが、スポーツ基本法で「障がい者スポーツの推進」が規定され、自主的・積極的にスポーツを行うことができるような配慮が求められていることから、平成28年度から障がい者スポーツを文化・スポーツ振興課の事務に移管いたしました。

計画に位置づけた取り組みは、従来行ってきた障害者スポーツをさらに充実、拡充していくという考えで重点項目といたしました。

事業としては従来も行っておりましたので「継続」としましたが、実際は、事業の拡充となるため表現を修正します。

「スポーツ推進計画素案」の内容について

前回7月28日に提出させていただいた冊子の段階から、今回、教育委員会からいただいた御意見も踏まえ加筆修正を行っておりますので、変更点を中心に計画の考え方を御説明させていただきます。

前回お配りしました冊子と本日の冊子を見比べながら御説明させていただきます。

まず、全体を見ていただくため、目次を御覧ください。

「第3章 計画の基本的な考え方」については、「1 将来像」、「2 基本方針と目標」、「3 施策体系」の3項目に修正しています。

「第4章 施策の展開」では、基本方針1から4までタイトルを変更しております。それに伴い内容も変更しておりますので、ページに沿って説明してまいります。

「第1章 計画の概要」

3ページを御覧ください。

「4 スポーツの定義」について、ここでは、教育委員会からの御意見を反映し、(1) スポーツの意義、(2) スポーツの定義を整理し、まとめました。また、次の4ページに「体育」と「スポーツ」について、定義を記載しております。ここについては、先ほど御説明したとおりとなります。

「第2章 ふじみ野市のスポーツを取り巻く現状」

前回の冊子は7ページ、今回の冊子では9ページを御覧ください。

「市民意識調査結果から見る現状」について、この部分は変更ありませんが、調査結果の中から特徴的なものを抽出し掲載しております。

少し紹介させていただきますと、「健康・体力の主観的評価」の中で「体力の主観的評価について」は、年齢が高いほど「自信あり」の割合が高く、年齢が低くなるほど、「自信なし」の割合が増えています。

前回冊子15ページ、今回冊子17ページを御覧ください。

変更点は、アンケートの調査結果から、市民ニーズや現状課題を整理し、課題をまとめ、取り組みの方向性として4つの基本方針をわかりやすく示しました。

### 「第3章 計画の基本的な考え方」

このページの変更はありません。4つの基本方針と将来像を記載しておりますが、将来像については、施策が固まった時点で、それまでの検討経過も踏まえ、スポーツ審議会において決定していくということになっておりますので、現段階では(仮)という状況です。

「基本方針と目標」前回18ページ、今回22ページを御覧ください。

変更点としましては、今回は「基本方針と目標」ということで、計画の目標を加えた形としました。

前回は成果指標を別表にまとめましたが、今回はそれぞれの基本方針の中で目標を記載し、その目標値を位置づけ明確化しました。

次に24ページの「3 施策体系」ですが、ここでは、計画における重点取り組みを☆印で示しました。また、目次でも紹介しましたが、基本方針のタイトルの変更なども行っております。

### 「第4章 施策の展開」

#### 基本方針1 夢のある心豊かな子どもの育成

次に、第4章「施策の展開」ですが、29ページは前回よりも分かりやすくするためページの構成を修正するとともに、基本方針の名称を変更しました。

施策の中で重点的に取り組む項目に☆印をつけ、明確化しました。

施策ごとに、現状と課題、取り組みの方向性を明記しました。

取り組みの実施主体を記載しました。

施策に係る関連事業を表にまとめ、事業の内容も記載し、5年間の取り

組みを示しました。

この中で、新規事業について色かけをして示しました。

#### 【施策1-1】乳幼児期における遊びや運動の機会の提供

この施策を第一にしたのは、全国的に共通課題である子供の運動能力の低下、運動をする子、しない子の2極分化などの課題があるからです。

「乳幼児期から多様な運動機会の提供」を施策の第一に位置づけ、多様な教室事業の開催や、保護者に対する啓発活動を実施していきます。

#### 【施策1-2】児童・生徒のスポーツ・レクリエーション活動の推進

前回、「施策1-2 学校におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進」としていたものを、今回「児童・生徒のスポーツ・レクリエーション活動の推進」に変更しました。

御意見をいただきました「学校体育」との関係に当たる部分となります。

学校における体育・スポーツの考え方を整理し、本計画においては、「学校の体育」については、施策としては計画に含めないこととしました。

その上で、子どもの発達段階にあわせ、乳幼児からの継続で、「児童・生徒」という表現を使用しました。

1点目の「1-2-1 子どものニーズにこたえる多様な取り組みの推進」では、小・中学生がスポーツに取り組むきっかけづくりとして、スポーツの基礎や技術の習得を目的とした教室や事業に取り組みます。

特に、計画策定の中で実施した中・高・大学生対象ワークショップの中でも、トップアスリートによる指導機会の充実やスポーツを通じた市民との交流、気軽に参加できるスポーツイベントの開催などに対する要望や意見が出されていることから、多様な取り組みの中で子供がスポーツ活動に対する興味、関心、意欲を高めることをめざします。

32ページ【施策1-2-2】「体育活動・運動部活動への支援」の表題は変更してありません。

この施策の考え方は、学校の体育活動や部活動への支援として、地域のスポーツ指導者の活用機会の提供として、スポーツ指導者人材バンクの設置の検討や、トップアスリートやスポーツ指導関係団体等と連携し、スキルアップ教室の開催や専門的な指導者の派遣など、学校と連携し取り組んでまいります。

少し飛びます。38ページになります。

## 基本方針2 だれもがいつまでも親しめる生涯スポーツの推進

### 【施策2-1】生涯におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

ここは表題を変更しています。重点項目は、「障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進」を第一項目に挙げました。

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動については、単にスポーツ・レクリエーション活動を推進するのではなく、健常者の市民の皆様との交流を図りながら普及していく環境づくりが重要であると認識しています。

特に39ページの「障がい者スポーツ教室」や「県等からの情報提供の発信」は、ここでは「継続」となっていますが、「拡充」という位置付けにしたいと思っています。

続いて、ここでは「生涯におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進」ということですので、40ページでは「高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進」、42ページでは「成人のスポーツ・レクリエーション活動の推進」という施策を挙げています。

46ページを御覧ください。前回は38ページです。表題は同じですが、御紹介したいのが「地域スポーツと企業、高校・大学等との連携」です。

特に、市内にある高校・大学等との連携に力を入れていきたいと考えています。ふじみ野高校にはスポーツサイエンス科があり、ふじみ野高校と繋がっている大東文化大学がありますが、小中学校との連携を図りつつ高校・大学との人材交流を施策化していきたいと思えます。

「新規」で「高校・大学等とのスポーツ協定の締結」をしたいと考えています。

## 基本方針3 ふじみ野から未来にはばたく人材の育成

### 【施策3-1】競技スポーツの競技力の向上

続きまして48ページの基本方針3についてです。前回は40ページでした。

重点項目としては「トップスポーツと地域の連携・協働の推進」です。

現在、西武ライオンズとの事業協定を行っていますが、トップスポーツやアスリートと連携して更なる地域スポーツの活性化を目指します。

また、地域スポーツだけでなく学校でも活用していければと考えていま



す。

#### 基本方針4 いつでもどこでも楽しめるスポーツ環境の整備

##### 【施策4-1】安全なスポーツ・レクリエーション環境の充実

続いて51ページです。前回は43ページです。

重点項目は「スポーツ・レクリエーション活動における安全の確保」です。

安全なスポーツ・レクリエーション環境を充実させる中で、特に本市はプール事故を起こしており、その後、安全点検に力を入れてきている現状があります。

スポーツ施設については、ハード面の安全点検とソフト面の指導、両面から図っていく必要があると考えており、当課と指定管理者との連携も図っていきます。

次の53ページは「既存施設の活用促進」ですが、現在、本市にはスポーツ施設として体育館をはじめ野球場やテニスコートなど数多くの施設がありますが、耐震化やバリアフリー化に課題が残っています。

今年度、大井総合体育館と武道場の大規模改修を予定していますので、これを契機に市内のスポーツ施設の改修を進めていきたいと考えています。

その中で、東西に分かれているスポーツ施設の位置付け、在り方…、この計画で進めていきたいと考えている子供、障がい者、高齢者、成人、それぞれの特性やニーズを把握して施設の在り方を考え、より使いやすい施設にしていきたいと考えています。

##### 【施策4-3】指導者・ボランティアの育成

56ページ、指導者・ボランティアの育成です。

本市のスポーツ・レクリエーション活動は指導者やボランティアによって支えられています。そして、それらの方々も高齢化・固定化し、将来を考えると人材の確保が急務となっています。

したがって、指導者・ボランティアの育成は非常に重要な取り組みであると考え、指導者育成研修の実施、人材バンクの設置、積極的な活用に取り組んでいきます。

	<p>「第5章 計画の推進」</p> <p>60ページを御覧ください。</p> <p>まだ、内容が十分固まっていませんが、この計画を推進するためのポイントを挙げています。</p> <p>評価や見直しについては61ページに記載のとおり、点検、検証をしっかり行っていきたいと考えています。</p> <p>庁内組織及びスポーツ推進審議会で検証・評価を行っていきたいと考えています。</p>
教育長	<p>長くなりましたが、説明は以上です。よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今、教育総務課長及び文化スポーツ振興課長から説明がありましたが、委員の皆様から御質問はございますか。</p>
伊藤委員	<p>前回の19ページでは「障がい者チャレンジスポーツ大会の認知度」の向上を目標としていましたが、これはなくなったのでしょうか。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>これは、今回の22ページの「障がい者チャレンジスポーツ大会・教室に対する参加者の満足度」に改めました。</p>
伊藤委員	<p>「認知度」ではなくなった理由は何でしょうか。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>理由は、障がい者の方々の意向としては、アンケート調査の結果を見ますと「一般の方々と交流していきたい」ということで、一般の方々の認知度も含めて前回は指標としました。</p> <p>しかし、それは通常のPRの中で十分取り組んでいけるであろうということで、今回は障がい者の皆様がスポーツ大会に参加して、どの程度スポーツに満足されたかを把握して次へのステップにしたいと考え、目標を変えました。</p>
伊藤委員	<p>ただ、これを見ますと、現状値が100で目標値も100ですから、何を推進するのかということになりますよね。</p> <p>やはり、低い認知度を上げることの方が推進目標として適切ではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>大変申し訳ありません。現状値100というのは転記ミスです。現状値は100ではなく、これは0からのスタートとなります。</p>
伊藤委員	<p>「一般の方の認知度が低い」ということをここに示しておけば良いと思います。</p>

文化・スポーツ振興課長 富田教育長職務代理者	<p>わかりました。</p> <p>本日いただいた計画の2ページ、「計画の期間」の一番下に「※ 本計画は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、5年間の計画と位置付けています。」と付け加えています。その意図は何でしょうか。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>通常10年間のスパンの中で5年ごとに見直しますが、今回は最上位計画が10年ではなく、もう少し長い期間となるということで、それに合わせるか合わせないかという議論がありました。</p>
富田教育長職務代理者	<p>スポーツ推進計画については、まず一番近いところで東京オリンピック・パラリンピックがありますので、それを見据えて5年間の取り組みにしたいと考えました。</p> <p>2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、今後に影響のある大切なイベントになるのではないかと思います。前回1964年から56年後に開催されるということで、およそ半世紀ぶりのビッグイベントであり、市民がスポーツに関わる良い契機となるのではないかと思います。</p> <p>この計画素案を見ますと、47ページだけが東京オリンピック・パラリンピックに関連した施策の展開となっていますが、全体の位置付けの中でももう少しオリンピック・パラリンピックに向けての取り組みに重点を置いてもいいのではないのでしょうか。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>ありがとうございます。実際には、基本方針3で「ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化」の中でも、富田教育長職務代理者がおっしゃった御意見を視野に入れていきます。</p>
塩野委員	<p>「体育」と「スポーツ」の区別についてですが、中学校の部活動は「スポーツ」の部類に属すると考えてよろしいのでしょうか。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>学校の体育は、それ以後の生涯スポーツの基礎を養うものと考えております。特に、中学校の部活動はスポーツに親しんだり、更にその上の競技を目指していく意味で位置づけているものと認識していますので、連携できる事業を進めていきたいと考えています。</p>
塩野委員	<p>もう一点、これは所管課が文化・スポーツ振興課か学校教育課か分かりませんが、何年前に、ある保護者の方から「部活動の大会等で学校を休むときは公休扱いになるが、クラブチームの大会で学校を休むときは公休扱いとならないのか。」と質問されたことがあったのですが、そのときは「体</p>

文化・スポーツ振興課長	<p>育協会に所属しているものであれば公休扱いとなる」と伺ったような気がしたのですが、今後、クラブチームとの連携やジュニアアスリートの発掘・育成に取り組むに当たり、公休扱いとする範囲についてのお考えをお聞かせください。</p> <p>夏休み中に、柔道をはじめとするいろいろなスポーツの小学生の全国大会が開かれています。大会を主催する競技団体も「夏休み中なら参加できる」というように、開催時期について考慮していると思います。</p>
学校教育管理監	<p>このスポーツ推進計画を完成させて読み込む中で、学校教育との兼ね合いについてよく考えていかなければならないと思います。まだ素案の段階ですので、今後検討したいと思います。</p>
教育長	<p>部活動はスポーツの領域なのか、学校体育の領域なのかというと、これはあくまでも学校体育の領域です。</p> <p>その中で、部活動の大会が開催されるときには、埼玉県教育委員会が主催する場合も含めて中学校体育連盟という組織もありますので、学校教育、学校体育の一環として位置づけていきます。</p> <p>「部活動」と「スポーツ」はイコールではないのです。この点については後ほど意見を述べさせていただきます。</p>
伊藤委員	<p>ほかに御質問はいかがでしょうか。</p> <p>38ページに障がい者チャレンジスポーツ大会についての記述がありますが、この大会にはどのような障がい者の方々が参加するのでしょうか。</p> <p>ホームページで調べたのですが、分からなかったもので。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>毎年6月頃に実施しており、今回は大井総合体育館においてニュースポーツを取り上げました。</p> <p>目の不自由な方、耳の不自由な方等がいらっしゃいますので、そういった方々が取り組めるスポーツ、例えばサウンド卓球、サウンドテニス、ボッチャー、スポーツ輪投げ、ボウリング等に、きちんとサポートする人が付いて取り組みました。</p> <p>参加者の募集については、各障がい者団体に参加を呼び掛けるほか、障がい者団体に入っていない方も多くいらっしゃいますので、その方には市報やホームページで参加を呼びかけました。</p> <p>そのほかに今回は小中学校を回りまして特別支援学級の皆さんにもチラ</p>

<p>伊藤委員</p>	<p>シをお配りして参加を促しました。</p> <p>大きく分けて身体障がいと知的障がいがありますね。そして、視覚障がいや聴覚障害は身体障がいに入りますが、スポーツをする場合には身体障がい者のスポーツと知的障がい者のスポーツとでは少し違うのですが、そこは一緒くたになっていないでしょうか。</p>
<p>文化・スポーツ振興課長</p>	<p>できればそこはきちんと整理して取り組みたいと思っています。</p> <p>「彩の国ふれあいピック」という身体障がい者のスポーツ大会がありまして、そこに市内の中学生、高校生、大学生も参加しています。</p> <p>それはパラリンピックのような大会であると思いますが、そのような大会の情報提供もしていきますし、私達も応援に行きます。</p> <p>その一方で、この障がい者チャレンジスポーツ大会のように、普段は家において外出する機会の少ない方々にもスポーツに親しむ機会を作りたいと考えています。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>障がい者チャレンジスポーツ大会の開催に当たっては、特別支援学校とも連携していただけたら良いのではないのでしょうか。</p>
<p>文化・スポーツ振興課長</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>では、御意見はいかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>では、私から意見を述べさせていただきます。</p> <p>先ほど、少し触れましたが「学校体育」と「スポーツ」の違いについてですが、学校体育の目標は「心と体を一体のものとして捉え、生涯にわたって運動に親しみ、これに取り組んでいこうとする態度や能力を育成すること」です。</p> <p>学校体育とスポーツの関係を考えるときに、学校教育と生涯学習の関係を対比させてみるともう少し見えてくるものがあると思います。</p> <p>生涯学習というのは一生涯にわたって学び続けていく意欲を涵養していく、能力を培っていくものであり、その基盤を作るのが学校教育なのです。</p> <p>そう考えれば学校体育も、やはり生涯にわたってスポーツに親しむ態度や能力を身につける期間だと思います。</p>

体育にも学校体育と社会体育がありますので、体育の目標とスポーツの目標を同じレベルのものとして捉えるのではなく、体育を通じてスポーツに繋げていく、即ちスポーツの次元に至るための基礎を培うのが体育であるといえようかと思えます。

この点を明確にしてスポーツ推進計画に盛り込んでいただけたら良いのではないのでしょうか。

なお、このスポーツ推進計画がもう少し明確になるためにも、21ページ「計画の基本的な考え方」がこの図だけで終わっているのも、ここをもっと詳細に「どのような目標の下にふじみ野市はスポーツに取り組んでいくのか」ということを明確にすると各々の基本方針の位置付けがより明確になるのではないかと思えます。

一例を挙げますと、文化・スポーツ振興課長から先ほど「指導者の育成が課題であり、今後、研修会を実施していく」とのお話がありましたが、その研修会の受講者は誰なのかを明確にする必要があると思えます。

「スポーツを通してみんなが繋がるまち」として、まちづくりに繋げようとするのであれば、今の子供達がスポーツリーダーの指導を受け、その指導を受けた子供達が次代を担うスポーツリーダーになるという仕組みを作ることが重要ではないのでしょうか。

本市の教育振興基本計画においても、ふじみ野市で学んだ子供達が将来大人になった後にふじみ野市で学校・地域と連携して子供を教え育てていくという好循環の構築を目指しています。

そのような好循環がスポーツを通して図られるべきではないのでしょうか。

文化・スポーツ振興課長

ありがとうございます。

教育長

ほかに御意見はございますか。

伊藤委員

障がい者スポーツについて、先ほどパラリンピックのお話が出ましたが、パラリンピックは身体障がい者の方々のオリンピックですね。

知的障がい者の方々のオリンピックであるスペシャルオリンピックにも触れていただければありがたいです。

それと、53ページ「既存施設の整備」の記述の中に「バリアフリー化」という表現がありますが、やや遅れている感じがします。

文化・スポーツ振興課長	<p>障がい者や高齢者だけではなく、文化・言語・国籍の違い、老若男女の差異等を問わず、誰もが使いやすいという意味の「ユニバーサルデザイン」を目指していただきたいと思います。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p>
山城委員	<p>実際の今回の大規模改修では、ユニバーサルデザインを考えています。</p>
	<p>ほかに御意見はいかがでしょうか。</p>
	<p>基本方針1の「乳幼児期における遊びや運動の機会の提供」についてですが、塩野委員と私は主任児童委員をやっておりまして、毎月、「あそびの公園」をしています。</p>
	<p>工作が主ですが、年10回中4回は「ミニミニ運動会」をして、ボール遊び等をしています。</p>
	<p>市内には、子育て支援を行っている団体がありますし、児童センター等では事業を実施していますので、これらの団体にスポーツを取り入れるよう働きかけたり、講師を紹介するなどしていただけると良いのではないのでしょうか。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
伊藤委員	<p>今の御意見と関連しますが、乳幼児の運動という点で気になっていることがあります。それは、「もう歩かせた方がよいのでは」と思える大きさのお子さんであっても、親御さんの都合なのか、ベビーカーに乗せて移動させていることです。</p>
	<p>子どもが運動する機会を奪っているように感じる場面を多く見受けます。</p>
	<p>保健センターと連携して、子供の体力・運動能力を発達させることの重要性を保護者が認識できるような学習機会を設けていただければと思います。</p>
文化・スポーツ振興課長	<p>伊藤先生御指摘の点につきましては、30ページに「子供の体力・運動能力の重要性に関する保護者の理解促進」という施策を位置付けまして、その中で啓発を図っていきたいと思います。</p>
教育長	<p>ほかに御意見はいかがでしょうか。</p>
富田教育長職務代理者	<p>第4章「施策の展開」全体を通してですが、継続事業については、平成29年度から平成33年度の全計画期間にわたり「実施」と記した矢印が</p>

<p>文化・スポーツ振興課長</p>	<p>示されているのみとなっています。</p> <p>推進計画とアクションプランとの線引きは難しいかと思いますが、せっかく計画を策定するので、それぞれの事業の「現状認識はどうであるか」、「今後の望ましい展開はどうであるか」を明記することを検討していただければありがたいと思います。</p>
<p>教育長</p> <p>各委員</p>	<p>分かりました。この点は、まだこれから詰めていく予定ですので、いただいた御意見を踏まえて検討します。</p> <p>ほかに御意見はいかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>教育総務課長、前回と今回の教育委員会会議において委員の皆様からいただいた御意見はどのような形で市長に回答するのですか。</p> <p>教育長から市長宛の文書とし、題名は「ふじみ野市スポーツ推進計画(素案)に対する意見について(回答)」とし、本文は「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第2項の規定によるふじみ野市教育委員会の意見は、下記のとおりです。」として、委員の皆様からいただいた御意見を箇条書きで列挙しようと考えています。</p>
<p>教育長</p>	<p>では、箇条書きにして列挙する教育委員会の意見は、どのような内容になりますか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>1点目は、第1章-4「スポーツの定義」について、体育とスポーツの違いを明確にしていきたいこと。</p> <p>2点目は、第3章-1「将来像」について、将来像を描くに当たり、「本市はどのような目標をもってスポーツに取り組んでいくのか」という点を明確にしていきたいこと。それにより、4つの基本方針それぞれの位置付けも明確になるのではないかということ。</p> <p>3点目は、第3章-2「基本方針と目標」について、22ページの目標値が「障がい者チャレンジスポーツ大会の認知度」から「障がい者チャレンジスポーツ大会・教室に対する参加者の満足度」に変更しているが、障がい者チャレンジスポーツ大会の認知度は低いので、引き続きこれを指標とし、認知度の向上に努めていきたいこと。</p> <p>4点目は、第4章-施策1-1-1「乳幼児期における遊びや運動の機会の提供」について、子育て支援を行っている団体や児童センター等の事</p>



業にスポーツを取り入れるよう働きかけたり、講師を紹介するなどしていただきたいこと。

5点目は、第4章―施策1―1―2「子どもの体力・運動能力の重要性に関する保護者の理解促進」について、子供の体力・運動能力を発達させることの重要性を保護者が認識できるような学習機会を設けていただきたいこと。

6点目は、第4章―施策2―1―1「障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進」について、障がい者チャレンジスポーツ大会の参加者募集の際には特別支援学校との連携も検討していただきたいこと。

障がい者スポーツに関し、パラリンピックとともに、スペシャルオリンピックスにも触れていただきたいこと。

7点目は、第4章―施策2―3―1「スポーツを通じた国際交流の推進」について、2020年の東京オリンピックは、人々がスポーツに取り組む良い契機となるので、国際交流の推進にとどまらず、施策全体の中で東京オリンピックをもう少し大きく取り上げた方が良いのではないかということ。

8点目は、第4章―施策4―2―1「既存施設の整備」について、「バリアフリー化」は古い概念であること。

障がい者や高齢者だけでなく、文化・言語・国籍の違い、老若男女の差異等を問わず、誰もが使いやすいという意味の「ユニバーサルデザイン」を目指していただきたいこと。

9点目は、第4章「施策の展開」全体を通して、継続事業は平成29年度から平成33年度の全計画期間にわたり「実施」と記した矢印が示されているのみであるが、それぞれの事業の「現状認識はどうであるか」、「今後の望ましい展開はどうであるか」を明記することを検討していただきたいこと。

概ね以上です。

後ほど、テープ起こしをしながら意見書案をまとめ、教育長の決裁をいただいた後に市長に提出します。

あと一つ、「スポーツを通してみんなが繋がるまち」に関し、スポーツを通じた人材育成の好循環についても加えてください。

教育長

	<p>意見書案ができましたら委員の皆様にも確認していただくようにしてください。</p>
各委員	委員の皆様、補足すべき御意見等はございますか。
教育長	(補足意見等なし)
	よろしいでしょうか。では、教育総務課長が申し上げた内容を文書にまとめて、教育委員会の意見として市長に回答いたします。
	以上で協議を終了します。
	長時間にわたり、ありがとうございます。
	○各課からの報告
教育長	次に、各課から別件で報告しておくべき事項がありましたらお願いします。
	(報告事項なし)
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。
	今回は、平成28年9月26日(月)午後6時30分から、会場は市役所本庁舎5階A大会議室を予定しております。
	なお、傍聴人の数ですが、8名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に8名を限度とします。
	○閉会の宣告
教育長	以上で、平成28年第8回定例教育委員会会議を閉会いたします。
(19時54分)	本日はお疲れ様でした。